

りゅうがくせい
留学生のための健康のしおり
けんこう

どくりつぎょうせいほうじん
独立行政法人

にほんがくせいしえんきこう
日本学生支援機構

りゅうがくせいじぎょうぶ
留学生事業部

りゅうがくせいじぎょうけいかくか
留学生事業計画課

留学生のための健康のしおり

“留学生のための健康のしおり”について

近年、国際化の進展に伴い日本で学ぶ留学生は、毎年増加しています。

日本は、温帯に属しており、気候は温和ですが、四季があります。

春夏秋冬の季節の変わり目には、一時的に寒暖の差が大きいため体調をくずしやすくなります。

母国を遠く離れて留学してきた皆さんがもし病気になったり、事故にあっ
てけがをしたとき、どこに行ってもどうしたらよいのかなど、不安になることも
多いと思います。

このしおりには、日本の医療保険制度、国民健康保険制度及び独立行政法
人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の外国人留学生医療費補助制
度、その他、健康に関する基本的なことが書かれています。

せっかくの留学のチャンスを、病気やけがあるいはそれによる経済的な問
題で無駄にすることのないように、この「健康のしおり」を十分に活用して
ください。

皆さんが健康で留学目的を達成されますよう心から期待しています。

留学生のための健康のしおり 目次

1 . 日本 <small>にほん</small> の医療保険制度 <small>いりょうほけんせいど</small> について	1
2 . 国保 <small>こくほ</small> について	1
(1) 国保 <small>こくほ</small> への加入義務 <small>かにゆうぎむ</small>	1
(2) 国保 <small>こくほ</small> への加入手続 <small>かにゆうてつづき</small>	2
(3) 保険料 <small>ほけんりょう</small> の支払い <small>しはら</small> について	2
(4) 医療費 <small>いりょうひ</small> の国保負担 <small>こくほふたん</small> と自己負担 <small>じこふたん</small> の関係 <small>かんけい</small> について	2
(5) 国保 <small>こくほ</small> からの保険給付 <small>ほけんきゅうふ</small> について	3
(6) 国保 <small>こくほ</small> で受けられない診療等 <small>しんりょうとう</small> について	4
3 . 機構 <small>きこう</small> の外国人留学生医療費補助制度 <small>がいこくじんりゅうがくせいりりょうひほじょせいど</small> について	4
(1) 制度 <small>せいど</small> の概要 <small>がいよう</small>	4
(2) 補助 <small>ほじょ</small> を受けるために必要な条件 <small>ひつようじょうけん</small>	4
(3) 機構医療費補助 <small>きこういりょうひほじょ</small> の内容 <small>ないよう</small> について	5
(4) 機構医療費補助申請 <small>きこういりょうひほじょしんせい</small> の手続き <small>てつづ</small> について	6
4 . その他 <small>た</small> の注意事項 <small>ちゅういじこう</small>	6
(1) 保険医療機関 <small>ほけんいりょうきかん</small> を利用する際に気 <small>き</small> を付けること <small>つ</small>	6
(2) 交通事故 <small>こうつうじこ</small> について	7
(3) 健康診断 <small>けんこうしんだん</small> について	8

5 . 国保と機構医療費補助 Q & A	8
Q 1 国保への加入方法を教えてください。	8
Q 2 機構医療費補助の範囲について教えてください。	8
Q 3 交通事故にあって入院しました。医療費を補助してもらえますか？	9
Q 4 複雑骨折で入院して多額の医療費を支払うことになりました。 どうしたらいいのでしょうか？	9
Q 5 医師からのすすめでコルセットを作ることになりましたが、 それに対する機構医療費補助は支給されますか？	10
Q 6 国保には加入していますが、深夜急に病気になってしまったの で、保険証と診療依頼書を持たずに近くの救急病院で診療を 受け、医療費を全額支払いました。救急病院の領収書はあり ますが、機構医療費補助は受けられますか？	10
Q 7 私の妻が出産することになりました。家族で国保に加入してい ますが、国保と日本学生支援機構から何か補助がありますか？ ...	11
Q 8 健康には特に自信があり、病気一つしたことがないのに、国保 の保険料を支払っています。保険料が無駄だし、支払うのが負担 なのでやめたいのですが。	12
「外国人留学生診療依頼書」について	13

1. 日本の医療保険制度について

病院や診療所にかかり治療を受けると、思いがけない高額こうがくの医療費いりょうひがかかることがあります。

例えば、軽い風邪かぜで1回かい医者いしやにかかるると約5千円せんえん、虫歯むしば1本治療ほんちりょうすると数万円すうまん、病気びょうきの検査けんさを受けると1~5万円まんえん近くかかる場合ばあいもあります。

また、虫垂炎ちゅうすいえんで1週間しゅうかんにゅういん入院まんえんすれば20万円まんえん、重い病気おもいびょうきやけがで1か月以上げついじょうにゅういん入院つぎすると、月に100万円まんえん近くかかることもあり、経済的けいざいてきに大きな負担おおふたんとなります。

このため、日本にほんには医療費いりょうひの負担ふたんを軽減けいげんするための医療保険制度いりょうほけんせいどがあり、国くに、地方自治体ちほうじちたい、事業所じぎょうしょ、個人こじん、それぞれが医療費いりょうひを分担ぶんたんすることになっています。そして、全ての国民すべこくみんはもちろんのこと、日本にほんに1年以上ねんいじょうたいざい滞在みとすると認められる全ての外国人すべがいこくじんも、次のうち一つつぎひとかにゆうに加入かにゆうしなくてははいけません。

健康保険けんこうほけん.....会社かいしゃや事業所じぎょうしょに勤める人つとひとが加入かにゆうします。
国民健康保険こくみんけんこうほけん（以下「国保」という。）...健康保険けんこうほけんに加入かにゆうできない人ひとが対象たいしょうです。

この他に、公務員こうむいんや学校がっこうの教職員きょうしよくいんを対象たいしょうとした共済組合きょうさいくみあいや、船員せんいんを対象たいしょうにした船員保険せんいんほけんなどがあります。

従って、留学生りゅうがくせい（在留期間ざいりゅうきかんが1年未満ねんみまんの者ものは除く。）の場合ばあいは国保こくほに加入かにゆうすることになります。ただし、在留期間ざいりゅうきかんが1年未満ねんみまんの留学生りゅうがくせいでも、機構きこうからの補助ほじょうは受けられます。

くわしくは、3. 機構きこうの外国人がいこくじん留学生りゅうがくせい医療費いりょうひ補助ほじょう制度せいどについてを参考さんこうにしてください。

2. 国保こくほについて

(1) 国保こくほへの加入義務かにゆうぎむ

どんなに健康けんこうに自信じしんがある人ひとでも、いつ病気びょうきやけがけがをするかわかりません。国保こくほは、病気びょうきやけがけがをした時ときに、国くに、地方自治体ちほうじちたい及び個人こじんが医療費いりょうひを分担ぶんたんし、経済的けいざいてきな心配しんぱいをすることなく医者いしやにかかれることを目的もくてきとした医療保険制度いりょうほけんせいどの一つです。

そして、日本にほんに1年以上ねんいじょうざいりゅう在留りゅうがくせいする留学生こくほは、すべて国保こくほに加入かにゆうすることが義務ぎむづけられているだけでなく、留学生りゅうがくせいの皆さんみなの意思いしにより、任意にんいに脱退だつたいすることもできません。

ただし、家族などが、日本の国家公務員もしくは地方公務員または会社員等で、その被扶養者として共済組合や健康保険に加入している場合は、改めて、国保に加入する必要はありません。

(2) 国保への加入手続

国保への加入手続は、外国人登録を行った市役所（区役所）等の国民健康保険担当課（以下「国保担当課」という。）で行います。国保担当課の窓口で「外国人登録証明書」を持参して手続を行うと、後日、「国民健康保険被保険者証」が交付されます。国保では、世帯主がまとめて手続を行うことにより、家族全員が被保険者（保険診療が受けられる人）になります。

なお、氏名、世帯主、住所等が変わった場合は、変わった日から14日以内に、留学が終わり帰国する場合は帰国する前に、国保担当課に届け出なければいけません。

（注意）健康保険や国民健康保険等の被保険者証（以下「保険証」という。）は、パスポート、外国人登録証明書、銀行預金通帳などと同様な貴重品ですから、大切に保管してください。他人の手に渡り、不正に使用されると大変なことになります。

(3) 保険料の支払いについて

国保への加入に当たっての毎月の保険料は、市役所（区役所）等ごとに多少異なり、また、アルバイト等による所得が多いと支払額も増加します。

ただし、所得が一定額未満であると国保担当課で認められた人には、保険料の減額制度があります（私費外国人留学生を対象とした学習奨励費などの奨学金は、通常、所得とはみなされません。）。

また、地方公共団体等によっては、留学生のために、保険料の補助制度を設けているところもあります。くわしくは国保担当課の窓口で相談してください。

(4) 医療費の国保負担と自己負担の関係について

各種の医療保険を取り扱う病院、診療所及び薬局（以下「保険医療機関」という。）で診療又は薬剤を受けるときに、保険証を提示すれば、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち、一部負担金として30%を支払うだけで、診療又は薬剤を受けることができます。残りの医療費は保険医療機関が国保に直接請求をします。

なお、ここで支払う一部負担金は、機構の医療費補助の対象となり、負担が一層軽くなります。くわしくは、3. 機構の外国人留学生医療費補助制度についてを参考にしてください。

ほけんたいしゅういりょうひそうがく
保険対象医療費総額

こくほふたんきん 国保負担金 (ほけんいりょうきかんとうせいきゅう 保険医療機関等が請求)	いちぶふたんきん 一部負担金 (かんじゃふたん 患者負担)
70%	30%

(5) 国保からの保険給付について

「高額療養費」の支給

入院などで医療費の一部負担金が高額にのぼった場合、一旦は、一部負担金の全額を本人が支払わなくてはなりません。しかし、国保から「高額療養費」が支給され、払い戻しを受けることができます。通常、診療を受けた月の2～3か月後に、高額療養費の申請についてのお知らせが、国保担当課から直接本人に送られてくるので、手続きをしてください。

ただし、一部負担金の支払いも困難な場合や、決定までに時間がかかって困る場合には、国保の制度で、一部負担金を一時的に貸し付ける制度もあります。くわしくは、5. 国保と機構医療費補助Q&AのQ4を参考にしてください。

「療養費」の支給

コルセットなどの治療用装具を作った場合は、一旦、全額を支払う必要がありますが、国保に申請した後、審査によって決定した額の70%分について、現金給付として「療養費」が支給されます。(医師の診断書に基づいて、はり・きゅうの診療を受けた場合も同様です。)

その他、保険診療に必ず必要な保険証を忘れてしまった場合でも、一旦、診療費の全額を保険医療機関に支払った後、国保に療養費の申請をすれば同様に支給されますが、支給対象となる分は限られていますので、保険医療機関に行くときは忘れないように注意しましょう。くわしくは、5. 国保と機構医療費補助のQ&AのQ5とQ6を参考にしてください。

「出産育児一時金」の支給

国保の加入者が出産した時は、出生児1人につき、出産育児一時金として概ね30万円が支給されます。

「葬祭費」の支給

国保の加入者が亡くなった時は、その葬儀を行った人に、葬祭費として2～10万円が支給されます。

- (6) 国保で受けられない診療等について
 国保に加入していても、次に掲げる場合は、国保の適用が受けられません。
 保険が適用できない診療、個室又は2人部屋の特別室（差額ベッド）
 代、材料費など
 健康診断
 予防注射
 美容整形
 歯列矯正
 正常な出産及び経済的な理由による人工妊娠中絶
 （分娩に異常があった場合は、保険診療の対象になります。）

3. 機構の外国人留学生医療費補助制度について

- (1) 制度の概要
 機構では、外国人留学生が、病気やけがの治療のために我が国の保険医療機関で支払った医療費の一部を補助しています。

対象者について

この制度の対象となるのは、大学等に在籍し、「留学」の在留資格を持っている外国人留学生本人だけで、その家族は対象になりません。

対象となる医療費について

この制度は、健康保険法の適用を受ける医療費に対して補助するものであるため、次に掲げる診療は、補助ができないか、又は補助額が制限されます。

- ア. 保険が適用できない診療
- イ. 文書料（証明書等の代金）、容器代、初診時の特定療養費等
- ウ. 国保を取り扱っていない医療機関等でかかった診療費
- エ. 保険診療が受けられなかった「国保未加入者」の医療費
- オ. 国保から払い戻しを受ける場合（「高額療養費支給制度」等）
- カ. 交通事故

- (2) 補助を受けるために必要な条件
 機構の外国人留学生医療費補助制度による補助（以下「機構医療費補助」という。）を受けるためには、次のことが必要です。

こくほとう かにゆう りゅうがくせい ばあい
国保等に加入できる留学生の場合

ア．国保等に加入していること。

かぞく にほん こっか こうむいん ちほう こうむいん かいしゃいんとう
家族などが、日本の国家公務員もしくは地方公務員または会社員等
あり、その被扶養者として共済組合や健康保険に加入している場合
でも、国保の加入者と同様に機構医療費補助を受けることができます。

イ．保険証を保険医療機関に持って行くこと。

ほけんしりょう ほうけん いりょうきかん まどぐち ていじ ほけん しんりょう う
保険証を保険医療機関の窓口で提示しないと、保険診療が受けられ
ないだけでなく、機構医療費補助も受けられないことがあります。

ウ．外国人留学生診療依頼書（このしおりの巻末にあるもの。以下「診

りょうらいしよ きこうしよてい いりょうひりょうしゅうしよ きさい
療依頼書」という。機構所定の医療費領収証書に記載してもらうと
きに必要になります。）を準備し、必要に応じて、保険医療機関の窓口
に提示してください。規模の大きい保険医療機関（国公立病院、大学
附属病院及び総合病院等）の場合は、提示する必要はありません。

エ．保険医療機関で診療を受けること。

ほけん しりょう ほうけん いりょうきかん つか
保険証等は保険医療機関でしか使えません。
がいこくじん せんもん びょういん や、はり・きゅういん ほけん と あつか
外国人専門の病院や、はり・きゅう院は保険を取り扱っていないと
ころが多いため、予め、保険医療機関かどうかを確認しましょう。

こくほとう かにゆう りゅうがくせい ばあい ざいりゅうきかん ねんみまん もの
国保等に加入できない留学生の場合（在留期間が1年未満の者）

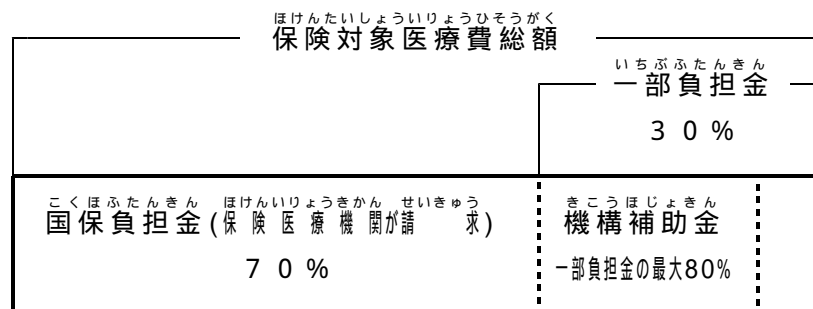
ア．診療依頼書を保険医療機関に持って行くこと。

イ．保険医療機関で診療を受けること。

(3) 機構医療費補助の内容について

きこういりょうひ ほじょ ないよう
機構医療費補助による補助額は、健康保険法の適用を受ける診療にかか
った医療費の最大80%（100円未満は切り捨て）です。
ほじょ わりあい ねんど よさんじょうきょうとう おう へんどう かのうせい かにゆう
補助の割合は年度の予算状況等に応じて変動する可能性があります。加入
している留学生と、加入できない留学生（在留期間が1年未満の者）
の補助割合は、それぞれ次のようになります。

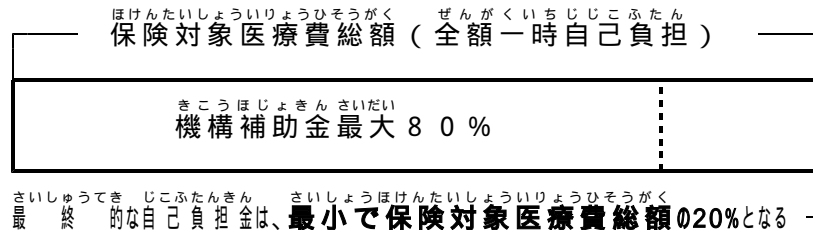
こくほとう かにゆう りゅうがくせい ばあい
国保等に加入している留学生の場合



さいしゅうてき じこふたんきん さいしりょういちぶふたんきん
最終的な自己負担金は、最小で一部負担金(30%)の20%となる

ただし、多額の医療費を支払って、「高額療養費支給制度」の適用を受けた場合については、5. 国保と機構医療費補助Q & Aの4を参考にしてください。

国保等に加入できない留学生の場合（在留期間が1年未満の者）



(4) 機構医療費補助申請の手続きについて

機構医療費補助を受けようとする留学生は、自己の診療にかかった医療費について、大学等の指定する日（くわしくは大学等に確認してください。）までに、「外国人留学生医療費補助申請書」に、保険医療機関で発行された次の又はのいずれか一つの書類の原本（コピーでは申請できません。）を添えて、在籍する大学等の留学生担当課に提出してください。

健康保険法の診療算定額が判定できる医療費領収書（保険診療分と保険外診療分の内訳がわかる領収書）（月別又は日別）

医療費領収証書（機構医療費補助制度所定用紙）

なお、この医療費領収証書による申請は、保険医療機関において、上記の領収書を発行していない場合に限り、くわしくは在籍する大学等の留学生担当課にお尋ねください。

この機構医療費補助は、通常、申請した月の2～3か月後に、在籍する大学等を通じて、留学生本人に支給されることとなります。

4. その他の注意事項

(1) 保険医療機関を利用する際に気を付けること

診療時間について

決められた診療時間内に診療を受けないで時間外に受診すると、割増料金を請求されるだけでなく、領収書が発行されない場合があります。

また、歯科医院は予約制の場合が多いので、電話で予約しておくといでしょう。

なお、急病の場合は、診療時間に関係なく救急病院で診療を受けることができますが、このときも必ず保険証等を持参してください。
重いけがや急病で救急車（無料）を呼ぶときの電話番号は119（消防署）です。

初診時の負担金について
急病でないときに、小さな保険医療機関（開業医等）で紹介状をもらわずに、直接大きな保険医療機関（大学病院等）に行くと、初診時に一定の料金がかかりますが、この分は機構医療費補助の対象になります。

非保険診療について
国保に加入できない留学生でも、保険医療機関の窓口で診療依頼書を提示すれば、保険診療を受けることができるように保険医療機関にお願いしています。しかし、時によっては、国保に加入していないことを理由に、保険診療を受けることができず、健康保険法の適用外の医療費を請求されることもあります。

この場合には、その医療費の全額を自分で支払わなければならないのは当然のことであり、また、保険対象医療費に対して補助を行う機構医療費補助を受けることもできません。

このような事態が生じないようにするためにも、日本に1年以上在留する留学生は、必ず、国保に加入してください。

(2) 交通事故について

交通事故にあった場合、自分が被害者でも加害者でも、必ず、警察署（電話番号110）に届け出てください。

交通事故と交通災害共済
交通事故でけがをした場合、その治療費は加害者が負担するため、保険診療を受けることはできません。このような不慮の事故に備えるために、市役所（区役所）等が行っている「交通災害共済」に加入することをおすすめします。制度の内容は市役所（区役所）等によって多少異なりますが、外国人登録をしている人は誰でも加入できます。詳しくは、外国人登録をした市役所（区役所）等の交通災害共済の窓口にお問い合わせください。

また、自動車等を運転する人は、母国とは異なる日本の交通ルールを守り、交通事故にあわないよう注意することはもちろんですが、必ず強制の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と任意の自動車保険（対人・対物賠償保険等）に加入してください。

(3) 健康診断について
各大学等には、通常、保健管理センター（保健診療所）等、学生の健康管理のための施設が置かれています。保健管理センターでは、すべての学生の健康を守るために、毎年、定期健康診断を行っていますから、健康のためにも、必ず受診してください。定期健康診断を受けていれば、就職や奨学金出願の時に必要な健康診断書は、通常、その保健管理センターで発行してもらえます。

なお、保険医療機関を利用すると、検査だけで5千円～1万円、健康診断書を発行してもらうには、更に1通数千円の文書料がかかります。その上、健康診断は診療ではないため、この分の機構医療費補助は支給されません。

5. 国保と機構医療費補助Q & A

Q 1 国保への加入方法を教えてください。

A 日本に1年以上在留する留学生は、必ず、国保に加入しなければなりません（加入することが義務づけられています。）。
国保への加入手続は、外国人登録を行った市役所（区役所）等の国保担当課で行うことができます。その受付へ「外国人登録証 明書」を持参し、手続きをすれば、後日、国民健康保険被保険者証が交付されます。
国保に加入すれば、毎月の保険料が必要となりますが、所得が少ない人のために通常の保険料よりも減額される制度がありますので、くわしくは、国保担当課の窓口にご相談してください。

Q 2 機構医療費補助の範囲について教えてください。

A 国保に加入している人の場合は、健康保険法が適用される範囲の診療又は調剤を受けたとき、一部負担金として30%を支払います。
機構医療費補助は、30%のうちの最大80%を補助することになります。

これに対して、国保に加入できない人の場合には、健康保険法が適用される範囲の診療を受けたとき、それに要した保険対象医療費総額の最大80%を補助することになります。この場合、最終的な自己負担金は、最小の場合で保険対象医療費総額の20%となります。
健康保険法が適用されないもの（健康診断、予防注射等）については、

機構医療費補助も支給されませんので、注意してください。

なお、保険医療機関で診療を受ける場合は、保険証（国保等に加入している人）及び、必要に応じて、このしおりの巻末にある外国人留学生診療依頼書を受付に忘れずに提示してください。

Q 3 交通事故にあって入院しました。医療費を補助してもらえますか？

A 交通事故や傷害事件などは、通常、加害者が医療費を負担するため、機構医療費補助の対象になりません。

ただし、自分の過失だけがをしたり、加害者に支払い能力がない場合は、届け出によっては、保険診療が受けられます。このような場合は、すぐに国保担当課に相談してください。

また、こういった不慮の事故に備えるために、市役所（区役所）等が行っている「交通災害共済制度」に加入することをおすすめします。申し込みは市役所（区役所）等の窓口で受け付けていますので、くわしくはそちらにお問い合わせください。

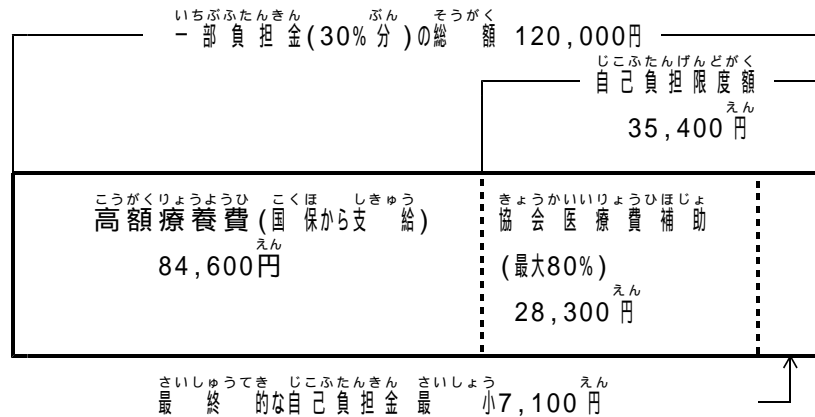
Q 4 複雑骨折で入院して多額の医療費を支払うことになりました。どうしたらいいのでしょうか？

A 入院などで医療費の一部負担金が高額にのぼった場合、一旦は、一部負担金の全額を本人が支払わなくてはなりません。しかし、国保から「高額療養費」が支給され、払い戻しを受けることができます。通常、診療を受けた月の2～3か月後に、高額療養費の申請についてのお知らせが、国保担当課から直接本人に送られてくるので、手続きをしてください（地域によっては、このお知らせが発送されない場合もあるので注意が必要です。）。

ただし、一部負担金の支払いも困難な場合や、決定までに時間がかかって困る場合には、国保の制度で、一部負担金を一時的に貸し付ける制度もあります。

「高額療養費支給制度」が適用された場合、国保及び機構からの補助額は、原則として次のとおりとなります。ただし、長期にわたって入院したときなどは補助額が変わりますので、くわしくは、国保担当課、在籍する大学等又は、機構に相談してください。

(例) 一部負担金(30%)の総額が120,000円だった場合



なお、国保に加入できない人の場合には、この制度の適用はありません。原則として、通常どおり、保険対象医療費総額の最大80%を補助します。

Q5 医師からのすすめでコルセットを作ることになりましたが、それに対する機構医療費補助は支給されますか？

A コルセットなどの治療用装具を作った場合は、一旦、全額を支払う必要がありますが、「医師の意見書(又は診断書)」及び「装具の領収書」の2点を添えて国保担当課に申請すれば、審査で決定した額の70%の療養費の給付が受けられます。

また、はり・きゅうの診療を受けた場合についても、「施術料金領収書」及び「医師の同意書」を添えて国保担当課に申請すれば、同様に給付が受けられます。

いずれの場合も、その後、上記2点のコピー及び「療養費決定通知書」(原則として国保担当課から本人に直接通知されます。)の合わせて3点を提出すれば、機構医療費補助が受けられます。

ただし、国保に加入していない場合は、療養費の支給はもちろん、機構医療費補助も受けられず、費用は全額自己負担になります。

Q6 国保には加入していますが、深夜急に病気になるってしまったので、保険証と診療依頼書を持たずに近くの救急病院で診療を受け、医療費を全額支払いました。救急病院の領収書はありますが、機構医療費補助は受けられますか？

A 国保に加入している人には、全額支払いの領収書では、機構医療費補助は受けられません。機構医療費補助を受けるためには、国保から70%の払い戻しのあったことを証明する書類が必要となります。まず、国保担当課で、療養費の支給申請（医療費を払い戻してもらおうこと）をしてください。申請に必要な書類は次の2点です。

診療明細がわかる「診療内容証明書等」

医療費を支払った「領収書」
市役所（区役所）等で審査にとおれば、保険適用分の70%が払い戻されます。

その後、及びのコピー並びに「療養費決定通知書」（原則として、国保担当課から、本人に直接通知されます。）の合わせて3点を提出すれば、機構医療費補助を受けることができます。

なお、国保に加入している人が、保険証を持っていかずに、保険医療機関にいくと、後々面倒な手続きが必要になります。このため、病院にいくときはもちろん、旅行に行くときにも、保険証と診療依頼書の2点とも必ず持って行ってください。

なお、国保に加入できない人の場合は、当然全額支払いの領収書となりますが、保険診療の取り扱いであれば、通常の手続きで機構医療費補助を受けることができます。

Q7 私の妻が出産することになりました。家族で国保に加入していますが、国保と日本学生支援機構から何か補助がありますか？

A 国保は被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して保険給付を行うことを目的としています。この場合は、申請をすれば、出生児1人につき、出産育児一時金として概ね30万円が支給されます。くわしくは、国保担当課に確認してください。

また、機構医療費補助は、疾病及び負傷に関して支払った医療費について、外国人留学生本人にだけ補助することになっています。従って、あなたの奥さんが、大学等に在籍して「留学」の在留資格で日本に滞在していなければ補助はありません。また、「留学」の在留資格であっても、出産については、保険診療扱いとなる診療が限られていますので、補助対象となる医療費も限られています。くわしくは、保険医療機関で確認してください。

Q 8 健康には特に自信があり、病気一つしたことがないのに、国保の保険料を支払っています。保険料が無駄だし、支払うのが負担なのでやめたいのですが。

A 国保は、万一病気になったり、けがをした時のために、加入者全員がお金を出して助け合う日本の医療保険制度の一つです。従って、個人的な理由による脱退はできないことになっています。

健康なときには誰でも保険料が無駄だと感じるかもしれませんが、あなた自身が万一病気になったり、けがをしたとき、今度は多くの人々があなたを救ってくれます。保険料は、あなた自身の健康の保証金と考えてみてはどうでしょうか。

また、国保に加入できるにもかかわらず加入しない場合は、機構の医療費補助が受けられなくなり、あなたも自身も受けられません。

「外国人留学生診療依頼書」について

次ページにある「外国人留学生診療依頼書」は、留学生が医療機関で、診療を受ける前に、機構医療費補助の対象者ということを医療機関の方に知らせるためのものです。以下の点に注意して診療を受けてください。

1. 診療を受けるときは、医療機関の窓口で保険証と必要に応じて外国人留学生診療依頼書を提示してください。

必要に応じてとは：

国保に加入する留学生が、国公立病院、大学附属病院及び総合病院など規模の大きい病院で診療を受ける場合は、診療依頼書を提示する必要はありません。ただし、規模が小さな病院では、保険診療分と保険外診療分の内訳が記載されていない医療費領収書を発行していることがあるので、このような病院の場合は、機構所定の「医療費領収証書」の発行をお願いする必要があるため、診療依頼書を提示してください。

なお、国保に加入できない留学生については、病院の規模に関係なく診療依頼書を提示してください。

2. 医療費補助の申請のためには、次の及びの手続きが必要です。
保険医療機関が発行する医療費領収書（保険診療分と保険外診療分の内訳がわかる領収書）を受け取る。保険診療分と保険外診療分の内訳がわからない場合は、機構所定の医療費領収証書を発行してもらってください。

あなたが在籍する大学等の留学生担当課で医療費補助申請の手続きをおこなう（この時に被保険者証の記号・番号などが必要になるので、あらかじめ必要事項をこの診療依頼書に記入しておいてください。）。

3. 医療費補助の申請は在籍大学等が指定する日までに行わないと、補助が受けられません。くわしくは在籍大学等に確認してください。
4. 医療費補助金は、在籍大学等を通じて支給されます。
5. 不明な点がありましたら、機構又は在籍大学等に確認してください。

外国人留学生診療依頼書 (医療機関へのお願い)

在籍大学等名 _____

氏 名 _____

保険者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保険者の名称

--

被保険者証の記号・番号

--	--

注：国保等に加入できない外国人留学生は、空欄となります。

医療機関各位

独立行政法人日本学生支援機構では、事業の一環として、外国人留学生が日本国内の保険医療機関において診療又は処方箋調剤を受け、医療費を支払った場合、その医療費（保険診療又は保険調剤）の一部を補助しています。

本紙持参の外国人留学生は、機構の医療費補助制度対象者となっているため、下記により、お取り扱いくださるようお願い申し上げます。

なお、診療又は処方箋調剤に要した医療費については、通常の患者さんと同様、一部負担金（保険証の提示がない者については全額）を本人から直接徴収してください。

記

1. 健康保険法に準ずる診療報酬算定の適用をお願い致します（国保等に加入できない留学生に対しても、1点10円での算定の適用をお願い致します。）。
2. 機構所定の医療費領収証書の発行をお願いすることがあります（用紙は留学生が在籍する大学等の留学生担当課に備え付けられています。）。
ただし、貴医療機関において、健康保険法の診療算定を判定できる領収書（保険診療分と保険外診療分の内訳等がある領収書）であれば、貴機関発行の領収書でも差し支えありません。